

令和4年

衣浦衛生組合第1回協議会会議録

令和4年5月23日

令和4年第1回衣浦衛生組合議会協議会会議録

令和4年第1回衣浦衛生組合議会協議会は、令和3年5月23日（月）午後1時00分衣浦衛生組合会議室に招集された。

1. 議事日程

第1 協議事項（1） 衣浦衛生組合議会議員等の紹介

第2 協議事項（2） 衣浦衛生組合議会申し合わせ事項等について

2. 本日の会議に付した事件

（1） 議事日程第1から第2

3. 議員

定数 10名

欠員 なし

山口 春美君

小林 晃三君

岩月ひろし君

生田 充夫君

鈴木みのり君

荒川 義孝君

柴田 耕一君

黒川 美克君

鈴木 勝彦君

倉田 利奈君

欠席議員（0名）

4. 説明のため出席した者

管理者 禰亙田政信君

副管理者 深谷 直弘君

副管理者 金沢 宏治君

参 与 吉岡 初浩君

事務局長 黒田 敏裕君

庶務課長 高橋 文彦君

業務課長 田中 秀彦君

5. 出席した事務局職員

庶務課課長補佐 三矢 成由君

庶務課課長補佐 磯貝 光好君

庶務課課長補佐 安藤 理純君

業務課課長補佐 糟谷 勲君

庶務課庶務係長 旭 陽将君

業務課業務係長 磯村恒代志君

6. 会議の経過

(午後 1 時開会)

○事務局長（黒田敏裕君） 皆さん、こんにちは。

ただいまより、組合構成市により議員10名をお迎えいたしまして、令和4年第1回衣浦衛生組合議会協議会を開催いたします。

それでは、早速でございますが、次第に移らせていただきます。

協議会の会長は衣浦衛生組合議会協議会規程第3条の規定によりまして、会長は議長をもって充てると定められております。現在の協議会の会長、副会長ともに空席でございますので、地方自治法第107条の規定に準じまして、年長の議員に臨時会長の職務を行っていただきます。本日の出席議員の中で、黒川美克議員が最年長でございます。それでは黒川美克議員、臨時会長をよろしくお願いいたします。

○臨時会長（黒川美克君） ただいま、ご紹介にあずかりました黒川美克でございます。協議会の会長が決定するまでの間、私が臨時会長の職務を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○臨時会長（黒川美克君） ただいまの出席議員は10名であります。よって、令和4年第1回衣浦衛生組合議会協議会は成立いたしました。よって、会議を開会いたします。

これより会議に入ります。

本日の協議日程は、お手元に配付の協議日程表のとおりであります。

○臨時会長（黒川美克君） ただいまより、協議事項（1）衣浦衛生組合議会議員等の紹介を行います。

本件について、事務局より紹介を求めます。

○事務局長（黒田敏裕君） 会長、事務局長。

○臨時会長（黒川美克君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） ただいま議題となりました協議事項（1）衣浦衛生組合議会議員等の紹介につきまして、参考資料1により、紹介させていただきます。

名簿順につきましては、両市の議会より報告がありました名簿順に整理させていただいたものでございまして、ご紹介はこの名簿順とさせていただきます。

なお、本会議におかれましても、この名簿順を議席順とさせていただきます。

それではお一人ずつ、お名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますが自席でご起立よろしくお願いたします。

衣浦衛生組合議会議員は、碧南市議会より選出の議員としまして、山口春美議員、小林晃三議員、岩月ひろし議員、生田充夫議員、鈴木みのり議員、高浜市議会より選出の議員といたしまして、荒川義孝議員、柴田耕一議員、黒川美克議員、鈴木勝彦議員、倉田利奈議員。以上でございます。

ます。

続きまして、本日出席しております組合職員一般職の者の紹介をさせていただきます。

事務局長は私、黒田敏裕です。よろしくお願いいたします。

庶務課長、高橋文彦、業務課長、田中秀彦、庶務課課長補佐、三矢成由、庶務課課長補佐、磯貝光好、庶務課課長補佐、安藤理純、業務課課長補佐、糟谷 勲、庶務課庶務係長、旭 陽将、業務課業務係長、磯村恒代志。

以上で、協議事項（１）衣浦衛生組合議会議員等の紹介とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○臨時会長（黒川美克君） 紹介が終わりました。

○臨時会長（黒川美克君） 次に、協議事項（２）衣浦衛生組合議会申し合わせ事項等についてを議題といたします。本件につきまして、事務局の説明を求めます。

○事務局長（黒田敏裕君） 会長、事務局長。

○臨時会長（黒川美克君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） ただいま議題となりました協議事項（２）衣浦衛生組合議会申し合わせ事項等につきまして、参考資料１によりご説明申し上げます。

初めに１、議長、副議長の選出についてでございますが、（１）議長は管理者の属する市以外の市の議員の中から選挙する。（２）副議長は議長の属する市以外の市の議員の中から選挙するというものでございます。これにより現在管理者は碧南市長でございますので、議長は高浜市の議員、副議長は碧南市の議員よりお選びいただくこととなります。

次に監査委員の選出についてでございますが、議会選出の監査委員は議長の属する市以外の市の議員の中から選出するというものでございます。これにより議員選出の監査委員は、碧南市の議員の中から選出させていただきます。

次に議案に関する質疑についてでございますが、質疑は同一の議題につきまして１人で３回を超えることができないとしておりますが、当初予算及び決算認定の議案については、歳入、歳出それぞれ３回まで質疑することができるとしてしております。平成23年11月28日、組合議会協議会にて決定されたものでございます。

次に４、一般質問についてでございますが、（１）実施する定例会は５月定例会を除く組合議会定例会。（２）質問順序は受付順。（３）質問時間は質問時間のみで20分以内。（４）質問方式はアの一括質問一括答弁方式、質問回数につきましては３回までとする及びイの一問一答方式でございます。（５）提出期日は定例会開催日の14日前から10日前までの間の午前9時から午後5時までに事務局へご提出をお願いします。（６）一般質問通告書は別紙のとおりでございます。

次に５、予算、決算に関する概要説明会についてでございますが、予算については予算案（議

案)送付から定例会開催日までの間に、決算につきましては決算証書類閲覧の実施日にそれぞれの説明会を開催するというものでございます。

次に6、概要説明会等への飲料水の持込みについてでございますが、概要説明会及び議会協議会においては、飲料水、水、お茶を水筒もしくはペットボトルに入れて持ち込めるものとするというもので、平成29年12月26日、組合議会協議会にて決定されたものでございます。

次に7、申し合わせ事項の確認についてでございますが、改選期ごとに改めて協議並びに確認するものとするというものでございます。

以上で、協議事項(2)衣浦衛生組合議会申し合わせ事項等についての説明とさせていただきます。

なお、令和4年5月19日付で碧南、高浜両市議会議員5名の連名により、申入れ書が組合議長宛に提出されました。その内容でございますが、この場で読み上げさせていただきます。

下記の事項について申入れをいたします。

1. 一般質問について組合議会5月定例会でも行えるようにすること。
 2. 議案に関する質疑は、委員会付託しないものは回数制限をなくすこと。
- というものでございます。

以上の点を踏まえまして、御協議いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○臨時会長(黒川美克君) 説明が終わりました。これより質疑に入りますが、この際、両市の市議会議員5名より申入れのあった事項について、先に協議をいたします。今事務局より説明がありましたように、組合議会の5月定例会でも一般質問を行うようにしていただきたい。議案に関する質疑は、委員会付託しないものは回数制限をなくしていただきたい。

このことについて御意見のある方はお願いいたします。

○(倉田利奈君) 会長。

○臨時会長(黒川美克君) 倉田利奈議員。

○(倉田利奈君) まず、5月定例会でやってほしいということなんですけれども、例えば両市とも9月、12月、3月議会というのは各市の定例会が終わった後に、この組合議会というのが開催されると思うんですね。そこで皆さん、各市で終わった後にしっかり今度は衛生組合のほうに力を注ぐということやってきていると思うんですけれども、なぜか6月だけはこの時期なんですね。なぜかなと思って、私も考えたんですけれども、結局両市が組合議員を決めて即座にやはり議長、副議長を選出して組合議会として運営をしていかないと今回も工業用水の水が止まってしまうとか、そういう即座の何かトラブルとかあった時に、やはり我々がしっかり議決を行って対応していただかなければいけないということで、議長、副議長の空白期間を作らないためにも、この時期に議会を行うということは適切だと思います。ただ、ほかの両市の場合、この時期に行うのは臨時議会なんですよ。臨時議会を行って6月に定例会を行うという形なんですけれども、組合議会はなぜこういう形になった、臨時議会ではなくて定例会にしちゃったとい

うところの経緯はよく分かりませんが、もしここで臨時議会ではなくて定例会ということであれば、やはり5月議会でも一般質問を行うべきだと思うんですね。今回の水が止まってしまった件でもそうですし、今後非常に、特にクリーンセンター老朽化が著しいです。ここをしっかりと計画を持って適切に税金の無駄遣いを、無駄をなくすような形で長寿命化の更新をしていかなければならない。これ、各自治体の1公共施設の金額ではないんですよ。億単位のお金が両市から出て行くということになりますので、やはりそれは我々が議員として監視と県政の機能を働かせるというためにも、しっかりここで一般質問をやる必要があると私は思っております。それでなければ、やはり議員としての責務を果たせないのではないかという私の考えもございます。

ですから、もし今回5月定例会、今回臨時議会ではなく定例会という形でやってしまうのであれば、6月に議会終了後に臨時議会でも結構ですので、一般質問をどこかでしっかり行うという機会を、やはり我々議員として行うべきだと考えております。

それから3番の質疑についてですが、歳入、歳出、私も前年度議員になって思ったんですけども、やはり、あまりにも一気にやらないと聞くべきことが聞けないということで聞くんですけども、そうなった場合、当局のほうも一般質問があると多分答えるのも大変だと思うんですね。そういう意味からも、しっかり一つ一つ順を追って我々が聞く、そして答弁をいただく、そうした上でじゃないと審議できないと思います。ですから3回までということを決めてしまうのは、あまりにもちょっと少なすぎる。しっかり審議ができないという考えでございます。

ですから、やはり例えば一つの案としましては全員で予算委員会、決算委員会ということで委員会形式にして行うか、もしくは委員会に付託しないとすれば特に質疑の制限なく、しっかりやる、もしくは予算決算は款ごと、もしくは款項ごとに分けてやるなど、しっかり議論ができるような形にしていくべきだと思っております。

以上です。

○臨時会長（黒川美克君） ほかに。

○（鈴木みのり君） 会長。

○臨時議長（黒川美克君） 鈴木みのり議員。

○（鈴木みのり君） 内容云々の前にそもそも論なんですけれども、この申入れ書というものは、何の規定に基づいて出されているんでしょう。何の拘束力もないこの申入れ書に対して、ここで我々何で貴重な時間を使って協議をするのかは、ちょっと今理解に苦しんでいるんですけども、まずその会議規則の中で何を持ってこの申入れ書をこの協議にしたのか。これは配付してよしでもよかったんじゃないのかなと。こういうのがありましたよという、これはお知らせ文書ですからね、これ申入れ書というのは。要望書以下の話ですから、通常であれば。それを何で、ここで議題に挙げられるか、ちょっと説明ください。事務局さんのほうで。

○庶務課長（高橋文彦君） 会長、庶務課長。

○臨時会長（黒川美克君） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦君） 申入れ書ですけれども、そもそもこの3回になったという経緯については、度々ご説明させていただいておりますけれども、平成21年において4回目に質問された方を。

○（鈴木みのり君） 違う、答弁の回答違うけど。聞いた、言っていることと違うけど。

○庶務課長（高橋文彦君） その話し合いがあった時に、これを今後申合せとして残していったらどうかということで、この協議会の中でそういう話があって、それ以降、申合せというように残す、記録として。

○（鈴木みのり君） メモ書きでしょう。何かメモ書きを何で協議するのという話を今聞いているんです。

○庶務課長（高橋文彦君） そういう申し送りをしていくということで、やらせていただいております。

○（鈴木みのり君） 会長。

○臨時会長（黒川美克君） 鈴木みのり議員。

○（鈴木みのり君） もう少し地方自治法、会議規則。そんな全部学んでいただかないとまずいと思うし、提案された内容に関しては、僕も議論する価値はたくさんあると思いますけれども、例えばその37年にこの組合ができて、ちょうど満60年、還暦なんですね。当然環境も違えば各市の議員の数も変われば、いろいろ問題点。その間に平成3年には地方自治法改正があって、議会運営委員会の設置ができることとするということで、広域なんか頻りに議運でやられていますけれども、うちは議運ありませんよね。設立してないから。だから継続審議もできません。でも過去、令和元年には継続審議をやられたと。それを聞いてびっくりしたんですけれども、できないことをやっている。だからもう1回その辺を議論をしていただいて、お互いの市で出していただいて条例変更ですから、これは。ここで議論して決まること。だから、ここで出されても議長宛なんですけれども、議長、答える権限がない議長に答えようもないんですよ、これ。宛てる、宛名が違うんですよ、これ。もし出すのであればね、申入れ書を。だから、そういうことも分からないで出すようでは、ここで議論して何の僕らこれ責任も持てないことなので、だから各市町で各議員さんが議員提出議案として出していただいて、委員会条例を出して委員会条例を変更して、ここで議論するというんだったら、まだ分かりますけれども、こういうただのメモ書きの申入れ書を書いて、そこで協議してくださいというのは、ちょっと事務局さんとしてはちょっと手落ちかなというふうに思いますので、できることなら元年の記録も削除していただかないと、手続を踏んでない継続審議をしたわけなんで、5月、7月と。だから、そういうことをもう1回、皆さん勉強していただきたいなというふうに思いますので意見として言っておきます。

○（山口春美君） 会長。

○臨時議長（黒川美克君） 山口晴美議員。

○（山口春美君） 今、鈴木さんが言われたことは鈴木さん自身の議会の民主化に対する姿勢を

改めて浮き彫りにさせたというふうに思うんですね。私たちは今日初めて、この衛生組合に新しい委員として着任するわけで、うまずたゆまず議会の民主化ということは努力するお互いの責務があります。それで一部事務組合と言えども1 地方自治体の一つであって、やはりきちんとこの議会と執行部に対してこの真摯な論議がされていくのが当然だと思いますし、請願、陳情、様々な方法で住民が声を上げる。議会の中からも改善提案があれば、あらゆる努力をして声に上げる。ただメモ書きというふうに受け止められた鈴木議員はいかん、いかがと思いますけれども、やっぱり私たちもかねがねこの予算決算の審議の在り方ね。前は一問一答方式で執行部だって一つずつ答えればいいので、とてもスムーズに行っていたんですよ。それが私たちの抜けている間に予算は予算、歳入は歳入、歳出は歳出という形で3回ずつということになって。私もこの間、見させてもらいましたけれども、傍聴させてもらいましたけれども、やっぱり執行部のほうも大分苦勞されてみえる。私たち言うほうも全部一列で、まず第1問やってしまわなければならないのは、とてもこのやりくりそのものが不合理だなということをつくづく感じました。

だから、やっぱりそれについての提案を私も含めて、実際に新たな衛生組合議員になる2人、3人の方々。それから今までやってきた岡本議員、それから内藤とし子議員含めて5人が一様にそれを変えるべきだというふうに思って、議会の議員としての責務で出した文章です。メモ書きなんていうことで受け止められて、この端に捨てられるなんていうことは絶対許せないし、それは鈴木みり議員の議員の体質を、ここの場で改めて浮き彫りにしたことだというふうに思います。

それから、6月議会や様々な方法で一般質問を保障してもらおうということは、冒頭導入する時から9月議会ということになったんですが、そうなる約半年間いろいろ思いがあっても具体的に自分たちで、この意見を言う場というのが議案が出てくればできるけれども、それでないやれないということになってしまうので、やはり5月議会で定例議会と書いてあるわけですから一般質問を通常のように入れていくか、あるいは6月議会でやっていくかということ、ぜひ真摯に受け止めてやっていただきたい。そのことがお互いに切磋琢磨して、よりよいものを行政の在り方につながっていくと私は確信しておりますので、そんなふうに一生懸命私たちも頑張る力を合わせてやったことに対して、唾をかけるような言い方はやめていただきたいです。

○（倉田利奈君） 会長。

○臨時会長（黒川美克君） 倉田利奈議員。

○（倉田利奈君） 私は、この今回の申し合わせ事項に7ということで2ページ目にあると思うんですね。この時に今までの議員さんで申し合わせ事項については、改選期ごとに改めて協議並びに確認するものということで決められてきたわけですので、やはり我々が今議会、どのように運営していくかということ、この協議会で今まで決めてきたんじゃないのかなと思うんですね。そういう意味でも当局は当局の運営がありますけれども、今回は我々議員がどうこの今年度、衣浦衛生組合議会を運営していくかを決めるのが今だと思います。ですから、今まで決めてきたこ

とに対して今後どうするか。じゃあ、それを各市町で決めてからとかおっしゃいますけれども、それはちょっと市議員ではないので、やはり我々議員が、衛生組合議員がどう今年度運営していくかを今からしっかりここで決めるべきだと思いますので、しっかり今から議論していただきたいと思います。

○（鈴木みのり君） 会長。

○臨時会長（黒川美克君） 鈴木みのり議員。

○（鈴木みのり君） ですから、私は冒頭言ったとおりの内容について言うことはないですと。内容について言いたいことは確かに同調する部分もたくさんあるし、言いたいことはありますけれども、今こういう形で申入れ書と出されて、ここで議論するのは手続がおかしいという話をしていっているんであって、その辺をもう少し勉強してくださいということで、別に唾を吐く気も全然ないし。大体この5月議会だけが6月に際して前になっていること自体が、本当は駄目なんです。本当は5、8で、11、2という形で、広域のように先月やって本会議で議決していく。これが本来の一部事務組合だったらあればいいんですけれども、そうすると時期的に改選期で高浜市さん、碧南市さんが選出できる議員さんの日にちから言うと、逆算していくと一般質問とあれが間に合わないで、5月議会だけは一般質問ができない物理的な事情ということも分かっています。ただ、全国的に見ると、一部事務組合が通常3月と9月の予算決算しか開かれない定例会が多い中でここは4回、丁寧にやっていたらいいので、そこは僕は評価したいと思っているし、そう言った言いたいことはたくさんありますけれども、そういうことをここで今話すべきではなく、ちゃんとした手続を踏んでから、それから議員として立派に議論するべきじゃないかということも冒頭言っただけで、内容については反対するとか、議員として議論を最初から逃げていっているわけでも何でもありません。幾らでも議論しますけれども、その辺を言っているだけです。

○（山口春美君） 会長。

○臨時会長（黒川美克君） 山口晴美議員。

○（山口春美君） 今日の議案もそのまま項目も申し合わせの事項の確認についてということがわざわざついていて、私たちはこの議案に基づいて5人で力を合わせて文章にして出しました。これをちゃんと受け止めて論議をして結論を出していただきたいという思いです。事務局はこれを握りつぶさずに誠意をもって今日の場にコピーして、わざわざ配っていただいて、こういう事実があったんだということを披瀝していただいたということは本当に前向きな努力だと思いますよ。それも自分で知らないで、これをやるわけですからね。もしこれがなかったら。私たちが口頭で出しましたよというだけで、現物もない中で論議を進めていかなければならないのに。そういう前向きな努力については、私は事務局の方々に敬意を表します。だからしっかりと私たちの役割としては、これを受け止めてどうしていくのかを前向きに結論を付けていただきたいなというふうに思います。そんなところでけちをつけないで。

○事務局長（黒田敏裕君） 会長、事務局長。

○臨時会長（黒川美克君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 山口議員、鈴木議員と倉田議員からご質問のあった定例会がなぜ5月に開催されているのかということ、ちょっといろいろ調べさせてもらいましたら衣浦衛生組合の議会の定例会規則に、衣浦衛生組合議会の定例会は毎年3月、5月、9月及び12月に召集するのを常例とすると定められておまして、5月中に召集し、5月に開催するのあれば6月に開催するのもあるということでございます。二つ目のその一般質問について5月定例会を除くことになった経緯なんですけれども、それは平成23年11月の臨時全体協議会におきまして当時の議員さんいまして、一般質問に対する様々な論議がされたわけでございますが、毎年改選となる組合議会の性質上で、5月定例会で一般質問を行うことは難しいという形で判断されて当時全会一致で決定されたという経緯を紹介させていただきます。

あと、それと質問回数を何回でもいいじゃないかという形の無制限にすべきじゃないかという意見もありましたので、これも経緯をご説明申し上げますと、衣浦衛生組合の組合議会会議規則第18条におきまして、質疑は同一の議題について1人で3回を超えることはできない。ただし、特に議長の許可を得た時はその限りでないとされておりますので、議会の中で決定していただければよいと考えております。

以上です。

○（倉田利奈君） 会長。

○臨時会長（黒川美克君） 倉田利奈議員。

○（倉田利奈君） 今5月定例会が難しい。確かに毎年入れ替えをされる碧南市さんは特に難しいのかなと思うんですけれども、やはり難しいのであれば難しい議員はやらなければいいだけの話だし、やはり必要だと思う議員はやればいいだけの話なので、私はこの5月定例会を除くという文面だけを私は削ればよいと思うんですね。

それから、質問についてはやはり今局長からお話ありましたが、特に議長の許可があればということだったんですけれども、やはりそこは許可をしていただいて、しっかり審議をするということが大事だと思いますので、特にこの文面ですね。削って会議規則変えるなら変えればよいと思いますし、それから委員会付託するならするということで、しっかりやればよいと思います。ですから、今までこの協議事項のということで申し合わせ事項をこの衛生組合で決めてきたわけですから、ここでそれを決定すべきと私は考えます。

○（鈴木みのり君） 会長。

○臨時会長（黒川美克君） 鈴木みのり議員。

○（鈴木みのり君） すみませんね。言いますけれども、委員会条例を持ってないこの一部事務組合では付託ができないもんですから、僕は最初に言った各市、条例変更しないことにはその会議ができないから、その手続を踏んで議論をそう、とことんやりましょうという話をしているんであって、もう1度言いますけれども、この一部事務組合には委員会条例ないんですよ。付託で

きないんです。付託できないから継続審査もできなければ、ね、全部できないことを今皆さん、ここでやれ、ここでやれと言っているんですけども、それをやるためのルールを私は作ったほうがいいんじゃないんですかという提案を最初にしたんですよ。何にも内容を否定してはいませんので、もう1回だけ言うておきますね。それをしたいのであれば、各市町の条例を変更して付託できるようにしてくださいねと。それでお互いがそうしましょうとなれば、その中のそれぞれの代表が各市に戻って本会議でそれを提案をして可決してやれば、今言ったことがみんなできるようになるんですよ、議論の。それなのに、ここでできないことをやりましょうと言うから駄目でしょうという話をしているだけであって、分かってもらえますかね。そこをお願いします。

○（山口春美君） 会長。

○臨時会長（黒川美克君） 山口晴美議員。

○（山口春美君） 私は議員になってから38年たちます。前任者からも衣浦衛生組合は、とても執行部が資料を細かく出してくださっているということで受け継いできました。そういう時ですから、実はその時からもう一般質問ができますよという条例で書いてあったんですが、私たちはあえてそのことをせずに予算決算の議会の中で十分論議ができたのでやってきたんですね、一般質問なしで。ところがある日、突然10年以上も前なんです、どこかの人たちがそれも一問一答方式で丁寧にやっていた予算決算審査をそういう形で改悪された。一番初めは3回だけということだけだったんですが、さすがに疑義を言ったら歳入と歳出に分けて3回、3回にされたんですけども、そういう一方的な改悪をやられていたので、そんなことするなら一般質問やりますよということで、条例どおりに一般質問をやることになったんです。

ですから、そういうことから考えると、いちいちそんな両市に持ち帰ってやるということじゃなくて、やっぱりこの衛生組合議会はどう市民の付託に応じて民主的で前向きな改革に進めていくかということが個々の議員に問われているのであって、内容については文句はないと言われるなら、やっぱり6月議会もその条例に書かれているように、そこからわざわざ5月を除いたんだから、いつでもやれますよという形に戻していただくことと、回数制限を基本的になくしていくと。一問一答方式でやって平和的にじっくりと審議をしていくということが、やっぱり気候変動も含めたこの環境問題というのは今改めて注目されている中で、私たちの責務はとても重いと思いますので、ぜひ前向きにやっていこうというふうにしていただいて、あとのやり方についてはやっぱりいろいろな方法があると思うので、ぜひこの申入れを生かしていただきたいと思います。

○事務局長（黒田敏裕君） 会長、事務局長。

○臨時会長（黒川美克君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 一般質問の回数ということで3回になった経緯ということで、申入書がありましたから、ちょっと当局のほうでもいろいろ調べさせていただきました。質問回数についての経緯でございますけれども、先ほど山口議員がちらっと言われておりましたけれども、組合議会規則第18条におきまして、質疑は同一の議題について1人で3回を超えることはでき

ない。ただし、議長の許可を得た時はこの限りではないとされており、以前は制限なしで行われておりました。それから、平成21年5月21日開催の第2回協議会におきまして、会長が委員の質疑回数が4回目となり、会議規則の3回を超えることを指摘され、会長の判断により4回で終結された経緯がございます。その後、同年10月1日開催の第3回定例会におきましても、議長が議員の質疑が3回となることを指摘され、反論があったため質疑回数については今後検討課題とするということとされておりました。そこで、その同年12月22日の議員討論会を開催いたしまして、質疑については通常1議案に3回、予算及び決算については歳入、歳出それぞれ3回までと議長が提案するも議員全員の同意が得られず、次回に送られた経緯がございます。その後、23年の5月30日の開催の第2回定例会まで、議長において3回までの運用とされておりましたけれども、同年9月30日の開催の第3回定例会におきまして疑義により質疑回数、制限、解除を求める発議がございました。その議論が終結せずに、喫緊に全員協議会を諮るとされておりました。同年23年の11月28日に臨時全員協議会を当時開催いたしまして、質疑回数について意見をさんざん交わしました。通常1議案に3回、予算及び決算については歳入歳出それぞれ3回とすること及び一般質問の実施について承認され、現在に至っているという経緯でございます。

以上です。

○臨時会長（黒川美克君） ほかに意見のある方、お見えになりませんか。

○（鈴木勝彦君） 会長。

○臨時会長（黒川美克君） 鈴木勝彦議員。

○（鈴木勝彦君） 私も長く議員をやっておりますので、衣浦衛生組合の議長もやらせていただいて、いろいろ取り回しもやらせていただきました。ある時には1人でたくさんの質問をする。そのことが私の使命だと言われた方がお見えになりましたけれども、そうではなくて、やっぱり回数の中で整理をした質問をする。それが本当の議員ではないかと。そして広く、多くの議員が質問をする。その時間を与えるというのが、この公平な議論につながると思いますので、この3回にするという意味は十分に議論に値すると思いますので、私はこのままで結構だと思います。

また、一般質問におきましても衛生組合も科目が非常に少ないものですから、その科目の少ない中で一般質問を行うということになりますと、重なった質問がどうしても来る。そういう重要なところは、その都度定例会において質問をしていただければいいですけども、やっぱり科目が少ないものですから、その範囲内で僕は3回で十分その質疑を問うことはできるであろうと思いますので従来どおりこの3回と、それから質問も3回と。これで十分議論は尽くせると僕は思っております。

○（倉田利奈君） 会長。

○臨時会長（黒川美克君） 倉田利奈議員。

○（倉田利奈君） 私は、今のちょっとご意見と私の意見は違うんですけども、やはり皆さんに質問の権利はあるわけですから、皆さんが何問でもできるようにそれを議会運営していくべき

だと思います。ですから、もしかしたら予算とか決算が1日で終わらないかもしれません。それはそれでしっかり審議するための時間ですから、その時間を議長が確保して各議員が最後まで納得のいくようなお答えをいただいた上で、賛成なのか反対なのかを決めるということが私は非常に重要だと思っております。ですから、しっかり昨年度の議長も質問、もうございませんかということで聞いていただいておりますので、全員が質問ができなかったということは、私はないというふうに記憶をしております。ですから、しっかりどの議員も質問をする機会は多分議長さんがうまく取り回しをしていただいで保障していただけますし、それから先ほどいっぱいあって、それをまとめてみたいな感じで言われましたけれども、整理してということと言われましたけれども、やはり予算は一つ一つ、すごく大きなお金が動いていくわけです。それをまとめて整理をして言うというのは一つの方法かもしれませんが、昨年度の様子を見ると、当局のほうもどういふふうか答えていいか分からない。誰がどういふ順番で答えていいか分からないし、私が質問したことに関しても部署にまたがっている場合は、やはり後から質問したことが先にお答えいただいたりとか、それは本当に当局の都合で、それは別に私は何も言いませんけれども、聞いているほうとしては分かりづらい。それからお答えするほうも分かりづらいんじゃないのかなと思うんですね。ですから、やはりそこは一つ一つしっかり歳入歳出、予算決算をしっかり議論すべきだと私は考えております。

○（鈴木勝彦君） 会長。

○臨時会長（黒川美克君） 鈴木勝彦議員。

○（鈴木勝彦君） うちの倉田議員の言われることも一理はあると思いますけれども、やっぱり質問を整理して、やっぱり市民の方に分かりやすく、なぜこの議案が出てきたのか。その課題は何か。これからこういう課題に対して、どういふ対策を取っていくのか。それを質問をして理解できるような答弁をいただいて、それを繰り返していけば3回で十分その議論は尽きると思います。ここに10人おりますので、議長はその采配ができないと思いますけれども、9人がこの課題に対して真摯に話をして、しっかり議論をすれば十分時間はあると思いますので、このままで結構だと思います。

○（山口春美君） 会長。

○臨時会長（黒川美克君） 山口晴美議員。

○（山口春美君） 実施から10年たっているわけです。実際に人も替わり、新たにこうやって経験を積んだ上で、こうやって10年やってきたけれども、こういうことは不具合だということのをそれぞれ言っているわけだから、やっぱり今までどおりで変えなしということではなくて、やっぱり議会の民主化や透明性だとかが言われている今こそやっていただきたいと。とりわけ予算決算については、そんな3回で済むじゃんと言われたけれども、あれだけいくら何でもねえ、死んだ人からごみのことまでやるなんてことは、なかなかですよ。それを3回にまとめて延々とやるもんだから余計分かりづらくなっちゃうわけで、一つずつ疑義を正して問答しながらずっと進

めていくというふうになればいいので。予算決算は最低でも、私は歳入歳出で3回ずつなんていう、こんな窮屈なやり方はお互いの執行部のためにも、やっぱり論議をしていただきたいというふうに思います。これ直したところで何の変化、天地がひっくりかえるわけでもなしに地球が壊れるわけでもなし。変えましょうよ。

○（鈴木勝彦君） 会長。

○臨時会長（黒川美克君） 鈴木勝彦議員。

○（鈴木勝彦君） この定例会、本会議で質問する質問なのか、あるいは個々に当局にお伺いして、これはどういうことなのか、細かい質問とやっぱり分けた質問をすることがこの定例会の一番必要なことだと思います。この議論がこれは明日の夕方までやって、今日の夕方までやっても納まりませんので、もしここで採決を取るという決断ができるなら採決を取っていただいて、進めていただきたいと、そんなふうに思っております。

○臨時会長（黒川美克君） ただいま鈴木委員のほうから御意見がありましたけれども、今双方意見がまとまりませんので、申し訳ございませんけれども、挙手によってお諮りをいたしたいと思います。

〔「それは合法でいいですか」と呼ぶものあり〕

〔「合法でいいですか」と呼ぶものあり〕

〔「賛成、どっちも出さん」と呼ぶものあり〕

○臨時会長（黒川美克君） いや、今の話じゃないですけども、申し合わせ事項は7番目のところで、それぞれの会議が始まる時に改選の時にやっているということですので。

〔「じゃあいいです」と呼ぶものあり〕

〔「これは合法的で、ここで採決を取って、それから申し合わせ事項で乗っていくということでもいいんですか」と呼ぶものあり〕

事務局どうですか。

○庶務課長（高橋文彦君） 会長、庶務課長。

○臨時会長（黒川美克君） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦君） 申し合わせは議員の皆さんのお話合いの中で決着をしていくということだと思いますので、一番いい方法でお願いしたいと思います。

○臨時会長（黒川美克君） 今事務局から話がありましたように、意見も出て、時間のほうも経過しておりますので、申し訳ないですけども挙手によって。

○（倉田利奈君） すみません。最後にちょっと一つだけいいですか、意見言っても。

○臨時会長（黒川美克君） 倉田議員。

○（倉田利奈君） 今挙手にするということですけども、今もし今のままのままでいいですよということであれば、これは私、議員の権利を狭めたまま、そのままにしているということになると思うんですね。やはり議員としての責務を果たすためにも、民主的で自由な闊達な意見交

換をするということが大事ですので、やはり議員として今一步、民主的な議会運営をするということをご皆さん考えていただきたいなと思います。

○臨時会長（黒川美克君） それでは、今意見ありましたがけれども、私は挙手によって意見をお諮りいたしたいと思いますので、挙手によって決めたいと思いますので、申入れを了承することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○臨時会長（黒川美克君） 挙手少数であります。よって、申入れは否決されました。

〔「会長、すみません」と呼ぶ者あり〕

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

〔「反対意見も聞いてください」と呼ぶ者あり〕

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

〔「意見言いたいだね」と呼ぶ者あり〕

〔「違う、反対の人、表明していただきたいなと思ったので聞いてくださいということをやったんです」と呼ぶ者あり〕

○臨時会長（黒川美克君） ほかに意見ありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時会長（黒川美克君） ほかに質疑もないようですので、申し入れ事項についてはそのままということで終結いたします。

○臨時会長（黒川美克君） 以上をもちまして、協議事項は全部終了いたしました。

これにて令和4年第1回衣浦衛生組合議会協議会を閉会いたします。

慎重ご審議、誠にありがとうございました。

(午後1時46分閉会)

以上は、令和4年5月23日に行われた令和4年第1回衣浦衛生組合議会協議会の会議録であります。

令和4年5月23日

臨時会長 黒川美克